

# だまされないで！

## 悪質商法

最近市内で、さまざまな悪質商法が発生しています。その手口は巧妙かつ悪質で、誰もが消費者トラブルに巻き込まれる可能性があります。特に、高齢者は、「一人暮らし」「相談できる相手が少ない」「健康のことが気になる」など弱みにつけこまれ、悪質リフォーム、点検商法などの訪問販売に巻き込まれることが多いので注意しましょう。

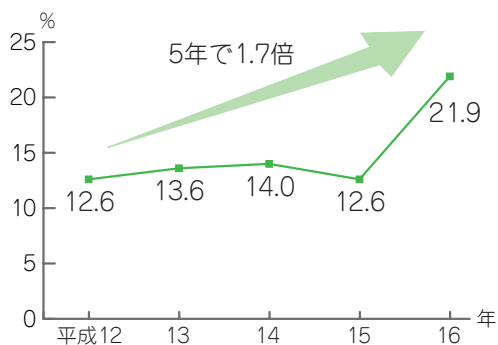


### ■高齢者の被害が増えています

平成16年度の市内の消費生活相談では架空請求が全体の約62%を占め、次いで多重債務、悪質リフォーム、点検商法などが多くなっています。

また、年齢別では、30歳代26%と最も多く、次に20歳代20%、40歳代19%、50歳代15%、60歳代9%、70歳以上6%、未成年など5%と若い人の相談件数が多くなっています。しかし、全国では高齢者の相談が目立つようになり、平成12年度と比較すると平成16年度は約17倍（国民生活センター調べ）に増えています。また、高齢者が被害に遭う手口も「点検商法」「かたり商法」などが多くなっています。今回は被害額が高額化し、手口が巧妙化している「点検商法」「かたり商法」を中心に、注意することをまとめました。

相談件数に占める高齢者の割合  
(国民生活センター調べ)



### クーリング・オフ制度を知っていますか

クレーン・オフ制度とは、巧みな勧誘や強引さに根負けして契約してしまっても、一定期間内であれば、それが本当に必要なかどうか、もう一度考え直し、申し込みの撤回や契約の解除が一方的に行えます。

#### 適用されない場合もあります

一般の店舗販売や通信販売は適用されません。また、訪問販売でも、みそ、しょうゆなどの食料品や、健康食品・化粧品・洗剤など開封・使用してしまった消耗品、乗用車、現金取引で3千円未満の商品には適用されません。

クーリング・オフ通告はがきの書き方はがきの裏面に左記の項目を記入し、契約先に配達記録郵便または簡易書留で送付します。なお、はがきは両面ともコピーして保存しておきましょう。

#### クーリング・オフはがきの裏面

申込日(契約日) 平成〇年〇月〇日  
 販売会社名 〇〇〇〇株式会社  
 担当者名 〇〇〇〇様  
 ・商品名(役務・権利名) 〇〇〇〇〇  
 右記日付の申し込みを撤回  
 (または契約を解除) します。  
 平成〇年〇月〇日  
 (契約者住所) 豊橋市〇〇町〇番地  
 (契約者氏名) 〇〇〇〇

### 「点検商法」に気をつけましょう

「無料で点検する」と来訪し、点検した後に「健康に悪い」「今すぐ工事をしないと危険」などと言って不安感をおおひ、「今なら特別に安くする」と巧妙に契約を勧めます。

#### 事例

●訪問販売業者が来て点検し、「耐震補強工事をしないと家がたない」などと不安をおおひ。さらに工事を頼んだら必要のないことまでされたりする。

#### 注意点

- 最初は玄関の鍵など小さな事から工事を勧め、その後徐々に金額の大きなものを勧められる。
- 高齢者宅に頻繁に業者があらわれて、次々と点検や契約をさせるケースもあります。知らない人は家に入れないようにしましょう。
- 最初は「無料」といいながら、勝手に作業を行い、法外な料金を請求する悪質な業者もいます。代金はすぐ払わず、周りの人などに相談しましょう。
- 長時間、居座って契約を勧める悪質な業者もいます。突然訪問されたら、警戒しましょう。
- 自宅での点検の様子をビデオや写真で説明したりする業者もいますが、本当に自宅であるかよく確認しましょう。

### 「かたり商法」に気をつけましょう

消防署、上下水道局、保健所など、公的機関の職員やその関係者を装い、消費者を信用させて契約させる商法を「かたり商法」といいます。

#### 事例

●「消防署の方から来ました」「住宅にも消火器や住宅用火災警報器の設置が義務づけられました」などと言葉巧みに購入を勧める。

#### 注意点

- 消防署、上下水道局、保健所などの公的機関が訪問販売することはありません。知らない訪問者は家の中に入れないようにしましょう。
- 公的機関から来たといった場合は、「市役所に電話で確かめる」と言ってみましょう。

#### お知らせ

来年の6月から一般家庭に「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられます。これは新築だけでなく、既存の住宅も対象になります。そのため「消防署」をかたって住宅用火災警報器の訪問販売が横行する恐れがありますので、注意してください。なお、住宅用火災警報器設置の義務づけについては6ページをご覧ください。

被害にあわないために次のことに気を付けましょう

- ① いろいろなものは「いりません」と、はつきり断る
- ② うますぎるもうけ話に注意する
- ③ 契約する前に、契約書や説明書をよく読む
- ④ 勧誘されても、その場の雰囲気を感じわされず、落ち着いてよく考える
- ⑤ 家族や友人など信頼できる人に相談する

消防署の方から来ました。一般家庭に住宅用火災警報器の設置が義務づけられましたので取り付けに来ました



消防署の職員が訪問販売をすることはありません

### 判断能力が低下した方への支援制度があります

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が低下した方が、悪質商法などの被害にあわないよう施行されたのが成年後見制度です。この制度は、家庭裁判所への申し立てにより後見人を選任するもので、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」は、すでに判断能力が低下した方を対象とし、「任意後見制度」は、現在は問題がない方が将来に備えて事前に後見人を決めておく制度です。一般に、申し立てたり、後見人になったりするのは親族がほとんどですが、親族がいらない方などは、市長が代わりに申し立てをすることもできます。

そのほか、預貯金のおし入れや事務手続きの代行など、判断能力が低下した方への日常生活を支援する「地域福祉権利擁護事業」は豊橋市社会福祉協議会で有料にて行っています。

#### 問合せ

悪質商法全般

安全生活課 ☎ 51・2305

住宅用火災警報器の設置

消防本部予防課 ☎ 51・3115

成年後見制度

福祉保健課 ☎ 51・2363

地域福祉権利擁護事業

豊橋市社会福祉協議会 ☎ 54・0294